

県立大学の設置の是非を検討するための学びの需要調査業務委託仕様書

1 委託業務の名称

県立大学の設置の是非を検討するための学びの需要調査業務

2 委託期間

契約日から令和3年11月30日まで

3 事業の目的等

三重県の大学進学者収容力（「県内高校を卒業して大学に進学する人数」に対する「県内大学の入学定員数」の割合）は39.8%（令和2年度）と全国的に見ても非常に低位にとどまっており、県内大学への進学を希望する県内高校生にとって、学びの選択肢が他県と比べて少ない状態にあります。

三重県で生まれ育った若者に、三重の地で学び、成長し、夢を実現する機会をより多く提供できるようにするためには、学びの選択肢の拡大が必要であり、その目的を達成する方法として、県立大学の設置の是非について検討を行うこととしました。

県立大学設置の是非についての検討の目的が、県内高校生の学びの選択肢の拡大にあることから、検討にあたっては、その前提として、県内の生徒及びその保護者が抱える学びに関する希望や課題等を、県全域はもとより地域や学校等による意識の差異を含め、的確に把握する必要があります。

本業務は、県内の生徒及びその保護者へのアンケートを効果的に実施し、近年の生徒のニーズやその傾向、大学等を取り巻く社会情勢等を踏まえ、アンケートの回答を精確に分析するため、実績やノウハウ等を有する者に事業を委託するものです。

4 調査の概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 調査対象 | 大学又は短期大学に進学を希望する、次年度に卒業を控える県立学校及び私立高校の生徒（※）及びその保護者
（※）全日制高校については、高校2年生
特別支援学校高等部並びに定時制及び通信制高校については、卒業年次の前年にあたる生徒 |
| (2) 標本数 | 生徒約9,000人（86校）及びその保護者約9,000人 |
| (3) 調査法 | 紙によるアンケート |
| (4) 調査時期 | 令和3年5月～7月 |
| (5) 設問数 | 各対象者30問程度（自由記載5問以内を含む） |

5 委託業務の内容

(1) アンケート設問設定及び調査票の設計

- ① 対象者へのアンケート設問について、県の用意する原案をもとに、県と協議して、作成すること。
- ② 設問設定にあたっては、専門的な知見を生かし、県立大学の設置に対する、県内の調査対象となる生徒及びその保護者の意識や要望を分析・把握するために効果的な設問内容及び設問数となるよう、県に対し助言を行うこと。
- ③ 作成したアンケート項目を基に調査票を設計し、県の承認をうけたうえで、印刷を行うこと。

(2) 調査票の配布と回収

- ① 調査票の配布及び回収の計画を、県と協議のうえ、決定すること。
- ② 調査票の配布と回収は、業務受託者が各学校等と調整のうえ実施すること。調査対象者からより多くの回答を得られるよう努めること。
- ③ 調査にあたって、各学校等からの問い合わせに対応すること。
- ④ 調査票の配布及び回収の結果を県に報告すること。

(3) 調査票データの入力

- ① 業務受託者は、回収した調査票をもとにデータファイルにデータを入力すること。なお、データファイルの様式については、事前に県の承認を受けること。
- ② データ入力にあたっては、入力の基準（未回答の扱い、無効回答の考え方等）を事前に県と協議すること。
- ③ データ入力担当とは異なる者が入力データについて検査を行い、入力誤りがあれば訂正するなど、正確な入力に努めること。また、成果品提出後に入力誤り等が判明した場合には、業務受託者の責任と費用により、速やかにデータの修正を行い、成果品を提出すること。

(4) 集計データの分析

- ① 業務受託者は、質問ごとの分析及び複数間のクロス分析だけでなく、専門的な分析技術も用いて行うこと。
- ② 分析にあたっては、全国並びに地域における高校生の大学進学に対する近年の意識・傾向を背景とした解析・分析を行い、居住地域等の属性もふまえた県内の調査対象となる生徒等の県立大学の設置に対する意識や要望を精確に把握できるよう努めること。

- ③ 県が提供する「高校生・保護者アンケート調査報告書」(平成 27 年)を活用し、回答の傾向について平成 27 年度との比較を行うこと。
- ④ 分析の内容については、事前に県と協議すること。

(5) 集計資料の作成 (中間報告)

- ① 業務受託者は、入力した調査票データをもとに、集計資料を作成すること。集計資料には、質問項目ごとの全体の集計データ、属性別集計データ及び上記(4)の分析結果を含むこと。
- ② 集計資料の内容及び体裁については業務受託者が提案し、事前に県と協議しながら進めること。グラフや図表等を用い、視覚的に分かりやすい内容とすること。
- ③ 集計資料 30 部を、データとともに提出すること。なお、作成する集計資料は A 4 サイズで出力できるものとする。

(6) 報告書の作成 (最終報告)

- ① 上記(4)の分析結果や(5)の集計資料をもとに、その分析した結果示唆される内容について、要点等を分かりやすく記載した報告書(A 4 サイズ)を作成すること。グラフや図表等を用い、視覚的に分かりやすい内容とすること。
- ② 報告書の内容及び体裁については業務受託者が提案し、県と協議しながら進めること。
- ③ 報告書 30 部を、データとともに提出すること。なお、作成する集計資料は A 4 サイズで出力できるものとする。

(7) 学校へのフィードバック

- ① 業務受託者は、入力した調査票データを学校ごとに集計し、資料を作成すること。資料は、上記(6)を踏まえたものとする。
- ② 資料の内容及び体裁については業務受託者が提案し、事前に県と協議しながら進めること。グラフや図表等を用い、視覚的に分かりやすい内容とすること。なお、作成する資料は A 4 サイズで出力できるものとする。
- ③ 学校別に当該校分のみを集計した資料 5 部を作成し、該当する学校に送付すること。
- ④ 県に対しても、学校ごとの資料各 1 部を提出すること。

(8) 成果品の提出

- ① 本委託業務における成果品は、回収した調査票、上記(3)の調査票

データ、(4)(5)(6)及び(7)の資料のほか、集計にあたり作成した集計資料の元ファイル等の全てを含む。

- ② 業務受託者は、上記①の成果品を、原則として紙及び電子ファイルで県に提出すること。なお、調査票データ等、全てを紙で提出することが困難と認められる場合には、県と協議のうえ、電子ファイルのみの提出で可とする。電子ファイルのデータ形式は、事前に県の承認を受けること。また、電子ファイルは、業務終了後に県が再利用しやすいよう配慮すること。
- ③ 電子ファイルは、CD-Rにより提出する。CD-Rは、業務受託者が準備すること。

(9) 業務完了報告

受託業務が完了したときは、履行期限までに業務完了報告書1部(様式任意、A4・両面印刷)を提出し、県の完了検査を受けること。

(10) その他

- ① 本業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打ち合わせの機会を設けること。なお、電話やメールによる打ち合わせは随時行うものとする。
- ② 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に県と協議の上、決定をすること。
- ③ 回収した調査票等個人情報に係る一切のものは県に帰属するものとし、業務完了後県に提出すること。

6 納期及びスケジュール

成果品の納期は、集計資料(中間報告)を令和3年8月25日(水)、報告書(最終報告)を令和3年10月5日(火)とする。

スケジュール(目安)は資料1のとおりとし、詳細については県と協議のうえ、決定するものとする。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

業務受託者は、業務受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

業務受託者が本委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）、個人情報保護条例施行規則（平成14年三重県規則第45号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。

受託業務に従事する者又は従事していた者が、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、個人情報の取扱いについて十分留意すること。

(3) 守秘義務

業務受託者は、本委託業務を行うにあたり、業務上知り得た個人情報等の守秘事項を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、業務受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

(5) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- ① 業務受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 発注所属に報告すること。
 - (エ) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- ② 契約締結権者は、業務受託者が上記（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

(6) その他

- ① 委託契約金額には、旅費、通信費、燃料費、消耗品費、郵送費、印刷製本費等、業務に係る必要経費の一切を含む。
- ② 委託業務の実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合には、県と協議のうえ実施するものとする。
- ③ 業務受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により、県又はその他第三者に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。